

# ポスタルくらぶ Value Plus 利用申込書

## ■申込コース

コース名	会費月額(会員1名あたり)	会費年額(会員1名あたり)	いずれかの申込コースに○印を記入
バリューコース	400円(税別) / 会員1名あたり	4,800円(税別) / 会員1名あたり	
バリュープラスコース	500円(税別) / 会員1名あたり	6,000円(税別) / 会員1名あたり	

## ■契約者情報

フリガナ	
会社名(商号)	
フリガナ	
代表者名	
フリガナ	
所在地	〒 -
	代表番号 :

## ■法人担当者情報

フリガナ			
担当者名			
部署名/役職	/	担当者電話番号	
担当者E-Mail		@	

当法人は別紙記載の「ポスタルくらぶ Value Plus 利用規約」「ポスタルくらぶValue Plus見舞金規約」「ポスタルくらぶValue Plus団体傷害保険規約」を承認のうえ、入会を申込みいたします。

法人向けオフィス用品通販について、ポスタルくらぶ Value Plusの提携するサービスパートナーとすでに取引がある場合には、利用不可となる場合があることに同意いたします。

本申込書に記載の情報およびポスタルくらぶ Value Plusの利用履歴等の個人情報について、ポスタルくらぶValue Plusの定める「個人情報の取り扱いについて」に記載の利用目的のために、収集・利用されることに同意いたします。

会費の支払方法は、本サービス指定の決済手段である株式会社ネットプロテクションズの提供する「請求書払い(NP掛け払いサービス)」を利用するものとし、入会申込み時にはNP掛け払い利用における審査が行われることに同意いたします。  
(<https://np-kakebarai.com/>)

申込年月日 20 年 月 日

会社名(商号)



代表者名

ポスタルくらぶValue Plus記入欄

受理日: 年 月 日

94-A-003

## ご記入例

下記を参考にご記入をお願いいたします。

ポスタルくらぶ Value Plus 利用申込書			
<b>■申込コース</b>			
コース名	会費月額(会員1名あたり)	会費年額(会員1名あたり)	いずれかの申込コースに○を記入
バリューコース	400円(税別) / 会員1名あたり	4,800円(税別) / 会員1名あたり	
バリュープラスコース	500円(税別) / 会員1名あたり	6,000円(税別) / 会員1名あたり	○
<b>■契約者情報</b>			
フリガナ	カブシキガイシャポスタロウ		
会社名(商号)	株式会社ポス太郎		
フリガナ	ポス ジロウ		
代表者名	歩須 次郎		
フリガナ	トウキョウトチュウオウクチュウオウ1-1 ポスタロウビル2		
所在地	〒 111 - 1234		
	東京都中央区中央1-1 ポス太郎ビル2		
	代表番号 : 03-1234-5678		
<b>■法人担当者情報</b>			
フリガナ	トウキョウ イチロウ		
担当者名	東京 一郎		
部署名/役職	総務部 / なし	担当者電話番号	03-9876-5432
担当者E-Mail	aaa@ppp.jp		
<small>当法人は別紙記載の「ポスタルくらぶ Value Plus 利用規約」「ポスタルくらぶValue Plus見舞金規約」「ポスタルくらぶValue Plus団体傷害保険規約」を承認のうえ、入会を申込みいたします。</small>			
<small>法人向けオフィス用品通販について、ポスタルくらぶ Value Plusの提携するサービスパートナーとすでに取引がある場合には利用不可となる場合があることに同意いたします。</small>			
<small>本申込書に記載の情報およびポスタルくらぶ Value Plusの利用履歴等の個人情報について、ポスタルくらぶValue Plusの定める「個人情報の取り扱いについて」に記載の利用目的のために、収集・利用されることに同意いたします。</small>			
<small>会費の支払方法は、本サービス指定の決済手段である株式会社ネットプロテクションズの提供する「請求書払い(NP掛け払いサービス)」を利用するものとし、入会申込み時にはNP掛け払い利用における審査が行われることに同意いたします。 (<a href="https://np-kakebarai.com/">https://np-kakebarai.com/</a>)</small>			
申込年月日	20	年	月 日
会社名(商号)	印		
代表者名	社印の押印をお願いします。		
<small>ポスタルくらぶValue Plus記入欄</small>			
受理日:	年	月	日
94-A-003			

バリューコース、バリュープラスコースのうち、どちらかご希望のコースに「○」をご記入ください。

赤枠の項目は全て必須です。代表者様とご担当者様が同一の場合も必ずご記入ください。

申込年月日は、本申込書に記名押印したお日にちをご記入ください。

社印の押印をお願いします。

上記内容にご同意いただけましたら、記名押印をお願いします。

## 【その他・お願い】

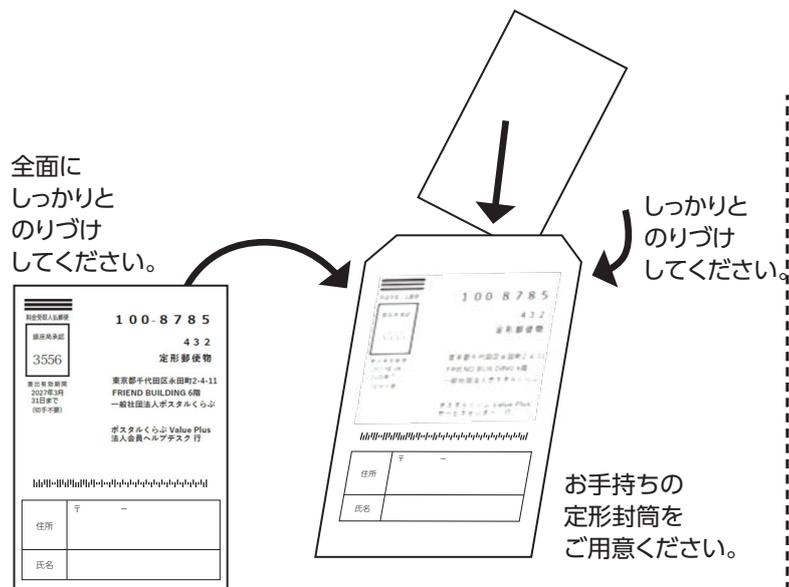
「ポスタルくらぶ Value Plus 利用申込書」にご記入・ご押印の上、ポスタルくらぶ Value Plus ヘルプデスク宛てにご送付くださいますようお願いいたします。次頁に「宛名用紙(切手不要)」をご用意いたしましたので、ご活用ください。

毎月25日までに本申込書を当法人にて不備なく受理した場合、最短で翌々月1日よりサービスの開始が可能です。

なお、本申込書のコピーをお取りいただき、控えとして貴社内で保管をお願いいたします。

# 宛名用紙の使用方法について

- ① 縦型の定形封筒をご用意ください。
- ② このページにある「宛名」を切り取って、住所・会社名・氏名をご記入ください。
- ③ 封筒の表面にのり等でしっかり貼り付けてください。
- ④ ご提出書類を入れ、封をしてください。  
※宛名用紙がはがれた場合や定形外封筒を使用した場合等、郵便物とみなされず、差出人に返送されることがありますのでご注意ください。
- ④ そのままポストに投函してください。  
※切手は不要です。



<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">料金受取人払郵便</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">銀座局承認</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center; font-size: 24pt;">3556</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">差出有効期間 2027年3月 31日まで (切手不要)</td></tr> </table>	料金受取人払郵便		銀座局承認		3556		差出有効期間 2027年3月 31日まで (切手不要)		<p style="font-size: 24pt; margin: 0;">1 0 0 - 8 7 8 5</p> <p style="font-size: 24pt; margin: 0;">4 3 2</p> <p style="font-size: 18pt; margin: 0;">定形郵便物</p> <p style="margin: 0;">東京都千代田区永田町2-4-11 FRIEND BUILDING 6階 一般社団法人ポスタルくらぶ</p> <p style="margin: 0;">ポスタルくらぶ Value Plus 法人会員ヘルプデスク 行</p>
料金受取人払郵便									
銀座局承認									
3556									
差出有効期間 2027年3月 31日まで (切手不要)									
住所	〒 -								
勤務先									
氏名									

ご住所、会社名、お名前を忘れずにご記入くださいよろしくお願ひします！



# 利用規約

## 第1条（目的）

一般社団法人ポスタルくらぶ（以下「当法人」という）の運営するポスタルくらぶ Value Plus（以下「PVP」という）は、福利厚生サービスの提供により、加入法人・団体及びその役職員または構成員の福利厚生の充実とより豊かな生活の実現を目的とする。

## 第2条（会員）

1. 法人会員とは、当法人所定の加入申込書により、本規約を承認の上申込みを行い、当法人が PVP への入会を承認した企業、団体等をいう。
2. 個人会員とは、法人会員の役職員または構成員で、法人会員及び当法人が PVP への入会を認めたものをいう。
3. 個人会員は、PVP のサービスを利用した場合、本規約を承認したものとみなす。
4. 法人会員は個人会員に対して無償で福利厚生サービスを提供する目的でのみ PVP のサービスを利用できるものとし、当法人の提供するサービス（PVP のサービスをその要素とするサービスを含む）を、直接的であると間接的であるとを問わず、収益（個人会員から金銭等を受領することを含むがこれに限らない）を得る目的で利用してはならない。

## 第3条（入会条件）

1. 法人会員は、その役職員または構成員全員を対象として加入するものとする。但し、当法人が承認した場合は、事業所単位または支部単位等での加入も認めることとする。
2. 法人会員は、当法人が求めた場合、各個人会員が法人会員の役職員または構成員等であることを雇用契約書等の書面により証明するものとする。

## 第4条（入会の成立時期）

PVP への入会は、法人会員が加入申込書を当法人に提出し当法人が入会を承認した時点で成立するものとし、以降、法人会員は本規約の適用を受けるものとする。

## 第5条（会費）

1. 法人会員は、別途定める利用申込書に基づき会費を当法人に支払うものとし、会費は、当法人の定める期日までに当法人所定の手続きにより、法人会員が選択したコースに従い、毎月 15 日時点の個人会員の数に応じて算出されるものとする。
2. 会費は、当法人が指定する決済手段により支払われるものとし、入会申込時に当該決済手段に関する審査が行われるものとする。
3. 支払われた会費は、理由の如何を問わず、返金されないものとする。

## 第6条（法人会員向けサービスの利用料金）

法人会員は、法人会員向けサービスの利用により生じる料金について、当法人が指定する方法で指定された期日までに、前条に定める会費とともに支払うものとする。

## 第7条（個人会員の会員資格及び異動）

1. 法人会員は、PVP入会時に当法人へ所定の様式により個人会員の届出を行い、入会後の変更（個人会員の追加または変更、入会済みの個人会員に関する情報の変更を含む。以下同じ。）について当法人所定の締切日までに所定の様式により届出を行うものとし、当法人はその届出に基づき個人会員の登録、変更及び会費の請求等を行う。
2. 前項に基づく個人会員の登録及び変更は、毎月10日を締切日とし、追加された個人会員は翌月1日より、削除された個人会員は当月末日まで、PVPのサービスを利用することができるものとする。
3. 削除された個人会員について、前項に定める締切日までに所定の手続きによる届出が行われなかった場合であっても、既に支払われた当該個人会員の会費は、当法人の責に帰すべき事由による場合を除き、遡って返金されないものとする。

## 第8条（サービス利用者の範囲）

1. PVPのサービスを利用できる者（以下「利用者」という）は原則として以下の者とする。但し、「ポスタルくらぶ Value Plus 見舞金規約」及び「ポスタルくらぶ Value Plus 団体傷害保険規約」については、個人会員本人にのみ適用されるものとする。また、法人会員が別に利用者の範囲を定め、当法人が承認した場合はその定めによる。
  - (1) 個人会員本人
  - (2) 個人会員の配偶者、個人会員及び個人会員の配偶者の二親等以内の親族
2. 個人会員は、自らの責任において前項2号に定める者にPVPのサービスを利用させ、当該者に本規約にかかる利用者の義務を遵守させ、利用者にかかる規定を承認させるものとする。個人会員が前項2号に定める者にPVPのサービスを利用させる場合、当該者によるPVPのサービスの利用は、個人会員本人によるPVPのサービスの利用とみなし、個人会員は当該者によるPVPのサービスの利用にかかる一切の行為について責任を負うものとする。
3. 法人会員は、個人会員以外の第三者（前項の利用者を除く。以下、本条に限り同じ。）にPVPのサービスを利用せしめてはならない。
4. 法人会員及び個人会員は、個人会員以外の第三者に対し、PVPのサービスの利用を勧誘する行為（PVPのサービスを受ける資格の取得を勧誘する行為を含む）を行ってはならない。

## 第9条（会員カード）

1. 当法人は、個人会員に対し、氏名及び会員番号等を表示した会員カードを発行し、会員資格を有する期間これを貸与する。
2. 当法人は、個人会員に対し、ID及びパスワードを通知し、当該個人会員がアクセスすることによりモバイル電話またはスマートフォン等の画面上に「会員カード」（以下「モバイル会員カード」という）を表示する機能を提供する。
3. 個人会員は、当法人から通知を受けたID及びパスワードを厳重に管理し、利用者以外の第三者に開示してはならないものとし、当法人は、ID及びパスワードの一致を確認した場合、当該IDにかかる個人会員が利用したものとみなし、ID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤等（第三者によるID及びPWの不正利用を含む）により個人会員その他の者が被った損害については当法人に

責任を負わないものとする。ただし、当社の故意または過失により ID 及びパスワードが利用された場合はこの限りではない。

4. 個人会員は、前条第 1 項に定める利用者以外に会員カード及びモバイル会員カードを使用させてはならないものとする。
5. 個人会員は、PVP のサービスの利用に際して、当法人または当法人が選定したサービス提供会社、委託先若しくはその提携施設（以下「サービスパートナー」という）が、会員カードまたはモバイル会員カードの呈示を求めた場合には速やかに呈示しなければならない。
6. 法人会員は、退会等により PVP の会員資格を失ったときは、直ちに全個人会員の会員カードを回収して当法人に返還しなければならない。
7. 法人会員は、個人会員が退職等により、PVP のサービスの会員資格を失ったときは、直ちに当該個人会員の会員カードを回収して当法人に返還しなければならない。
8. 個人会員が PVP のサービスの会員資格を失った場合は、会員カード及びモバイル会員カードを使用してはならない。また、当該個人会員はモバイル会員カードデータを速やかに消去するものとする。

#### 第 10 条（会員カードの再発行）

個人会員が会員カードの紛失等により再発行を必要とするときは、個人会員は所属する法人会員にその旨を申告し、法人会員は所定の手続きにて当法人に届出を行うものとする。再発行の費用は法人会員の負担とする。

#### 第 11 条（法人会員に対する ID 等の付与）

1. 当法人は、法人会員に対し、個人会員の異動その他本規約に基づく届出および利用のために管理者用の ID 及びパスワードを付与するものとする。
2. 法人会員は、当法人から通知を受けた ID 及びパスワードを厳重に管理するものとし、当法人は、ID 及びパスワードの一致を確認した場合、当該 ID にかかる法人会員が利用したものとみなし、ID 及びパスワードの管理不備、使用上の過誤等（第三者による ID 及び PW の不正利用を含む）により法人会員その他の者が被った損害については当法人に責任を負わないものとする。ただし、当法人の故意または重過失により ID 及びパスワードが利用された場合はこの限りではない。

#### 第 12 条（PVP のサービス）

1. 法人会員及び利用者は、当法人またはサービスパートナーとの取決めに基づき次のサービスの全てまたは一部を受けることができる。当法人が、提供する PVP のサービスの一部について別途規約を定めるときは、当該サービスは当該規約の定めに従い提供されるものとする。
  - (1) 生活全般にわたる、便利でお得なサービス
  - (2) 電話による相談・紹介・情報提供サービス
  - (3) レジャーや旅行（旅行会社が提供する）に関する便利でお得なサービス
  - (4) 各種見舞金
  - (5) 当法人またはサービスパートナーが定めるその他のサービス
2. 法人会員向けサービスについては、法人会員のみが利用できるものとし、個人会員は利用できないものとする。

3. PVPのサービスは、当法人またはサービスパートナーが提供する。
4. 法人会員は、PVP入会以前から当該法人会員と取引を行っているサービスパートナーが提供するPVPの法人会員向けサービスを利用することができないものとし、これを理由としてPVPを退会することはできず、会費の減額または返還を請求することはできないものとする。
5. PVPのサービスに関する個別の具体的情報及び利用方法等については、利用者向けの印刷物または当法人が直接またはサービスパートナーを通じて法人会員及び個人会員に通知する専用のID・パスワード等によりアクセス可能な電子的情報として告知する。
6. 法人会員及び利用者は、PVPのサービスのうちサービスパートナーが提供するものを利用する際には、自身の判断により当該サービスパートナーと直接契約の上、利用する。なお、有料サービスについては当該サービスパートナーが定める所定の利用料金を支払うものとする。
7. 法人会員及び利用者は、PVPのサービスのうちサービスパートナーが提供するものを利用する際には、当該サービスパートナーが定める利用規則・約款等を遵守する。
8. PVPのサービスを利用するための、パソコン・モバイル電話・スマートフォン等の機材及びそれらの諸環境については、法人会員及び利用者自身で用意するものとし、これらの環境設定に関する全ての事情（当法人並びにサービスパートナーの管理の及ばない全ての原因を含む）によって、PVPのサービスが正しく作動しない場合も、それがもたらす諸影響に関して、当法人並びにサービスパートナーは一切の責任を負わない。
9. 当法人とサービスパートナーとの契約により、PVPのサービスの一部が利用できないこと、及び地域によっては利用できない場合があることを法人会員、個人会員及び利用者は了承するものとする。

#### 第13条（規約・サービス内容の改定等）

1. 当法人は、サービスパートナーとの提携条件の変更や提携解消等により、法人会員及び個人会員への事前の同意を得ることなく、PVPのサービス内容を変更（終了を含む）することができる。
2. 当法人は、前項の場合、法人会員及び個人会員に対してWebサイト上で告知または周知するものとする。
3. 当法人は、PVPのサービスの健全な運営を図るため、または法令の改正等により、当法人が必要と判断した場合には、本規約を改定（変更及び廃止を含む。以下同じ。）することができる。
4. 前項の改定を行う場合は、本規約を改定する旨及び改定後の内容並びにその効力発生時期について法人会員及び個人会員に対し、事前に郵送、Webサイト上の掲示またはメールにより告知するものとし、当該改定は、告知に定める日より適用されるものとする。

#### 第14条（サービスの中断・停止等）

1. 当法人は次の場合、法人会員及び個人会員への事前の通知または承諾を得ることなく、PVPのサービスの全部または一部を中断、中止または停止等の必要な措置を採ることができるものとする。
  - (1) 指定された支払期日までに会費または法人会員向けサービスの利用料金が支払われない場合の当該法人会員に対する法人向けサービスの提供（支払期日の翌月1日より法人向けサービスの提供を停止する。）
  - (2) PVPのサービス用のハード、ソフトまたは通信機器設備等に関わるメンテナンスや修理を定期的または緊急に行う場合

- (3) アクセス過多等の予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合
- (4) 法人会員または個人会員のセキュリティを確保する必要がある場合
- (5) 火災、停電、不慮の事故、感染症の発生等の不可抗力によりサービスの提供が困難な場合
- (6) 前各号に準ずる事由が生じた場合
- (7) その他当法人が、PVPのサービスの運営上、一時的な中断が必要と判断した場合

2. 前項の場合、法人会員、個人会員または利用者に損害が生じても、当法人は一切責任を負わないものとする。また、法人会員は、会費の返還、減額等を請求できないものとする。

#### 第 15 条（遵守事項）

法人会員は次の事項を遵守するとともに、個人会員にも遵守させなければならない。

- (1) 法人会員は登録事項に変更が生じたときは、速やかに、所定の方法で当法人に届け出ること。
- (2) 会員カード及びモバイル会員カードは第三者に譲渡及び第 8 条 1 項に定める利用者以外の者に貸与してはならない。
- (3) 当法人またはサービスパートナーが取扱うクーポン券類を譲渡・質入れの対象にしてはならない。
- (4) 当法人またはPVPのサービスを営業行為・他の事業の付加サービス等に利用してはならない。
- (5) PVPのサービスを利用する場合には、当法人またはサービスパートナーが定める利用方法に従い、所定の料金を支払わなければならない。
- (6) 個人会員が、PVPのサービス等の利用料金を滞納し、サービスパートナーからの催告に応じない場合には、当該個人会員の所属する法人会員は、料金の支払確保につき当法人またはサービスパートナーに協力するものとする。

#### 第 16 条（送付物の見直し到着）

前条 (1) の届出がないために当法人からの通知及び送付物等が延着または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなす。

#### 第 17 条（法人会員の会員資格の失効）

法人会員は、会費及び法人会員向けサービスの利用料金を支払期日までに支払わなかった場合は、支払期日の翌月 1 日から末日まで、会員資格を失効する。

#### 第 18 条（法人会員の退会等）

1. 法人会員が、PVPからの退会を希望する場合、退会しようとする月の前月 25 日までに、所定の方法にて当法人に届け出るものとする。
2. 前項の定めに従った届出のあった法人会員は、退会しようとする月の末日をもって、PVP を退会し、会員資格を失うものとする。
3. 法人会員が会員資格を失った場合、所属する個人会員も同時に会員資格を失うものとする。

#### 第 19 条（法人会員の会員資格の取消）

1. 当法人は、法人会員または個人会員が、次のいずれかの事由に該当する場合には、PVPの会員資格を取り消すことができるものとし、当該会員は、当法人が会員資格の取消を通知した日付で、PVP を退会し、会員資格を失うものとする。

- (1) 法人会員が、民事再生、会社更生、破産、特別清算の申立をし、または申立をされたとき。
  - (2) 法人会員が振出した手形または小切手につき不渡り処分がなされたとき。
  - (3) 法人会員につき、前 2 号に準じる信用不安の事由が生じたとき。
  - (4) 法人会員に反社会的勢力との関わりが生じたときと当法人が判断したとき。
  - (5) 法人会員または個人会員が本規約の定めに違反したとき。
2. 当法人は、前月末日までに通知することにより、当月末日をもって法人会員の会員資格を失わせることができるものとする。

#### 第 20 条（法人会員の会員資格の喪失）

1. 法人会員は、次のいずれかの事由に該当する場合、当該事由が生じた日をもって、PVP の会員資格を当然に喪失するものとする。
  - (1) 法人会員が解散したとき。
  - (2) 法人会員が、特定の事業所または支部等の役員及び構成員のみを個人会員として加入している場合に、当該事業所または支部等が廃止されたとき。
2. 法人会員は、指定された支払期日までに会費及び法人会員向けサービスの利用料金を支払わず、指定された支払期日の翌月 26 日までに支払が確認できない場合には、支払期日の翌々月末日をもって会員資格を喪失するものとする。

#### 第 21 条（法人会員の会員資格の失効及び取消、退会の効果）

1. 法人会員が会員資格を失効している間、当該法人会員は、PVP のサービスにおける法人会員向けサービスを利用することができない。
2. 法人会員が会員資格の取消、退会等により会員資格を失った日以降は、当該法人会員、当該法人会員に所属する個人会員及び当該個人会員にかかる利用者は、PVP のサービスにおける全てのサービス（会員資格取消日の前に申込みを行ったサービスを含む）を利用することができない。
3. 会員資格を失った法人会員は、所属する個人会員に対し、前項の内容を周知し、これにより生じる苦情等は自らの責において対応するものとする。

#### 第 22 条（個人会員及び利用者の禁止事項）

個人会員及び利用者は PVP のサービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとする。

- (1) 会員カード及びモバイル会員カードを第三者に譲渡及び第 8 条 1 項に定める利用者以外の者に貸与する行為。
- (2) PVP のサービスで取り扱うクーポン券類を譲渡・質入れ・オークションの対象にする行為。
- (3) 当法人または PVP のサービスを営業行為等の目的に利用する行為。
- (4) 有料のサービスを利用する場合に、所定の料金を支払わずに利用する行為。
- (5) 他の法人会員または利用者、第三者若しくは当法人の著作権、財産権、プライバシーまたはその他の権利を侵害する行為、及び侵害する恐れのある行為。
- (6) 前項の他、他の法人会員または利用者、第三者若しくは当法人に不利益または損害を与える行為、及び与える恐れのある行為。
- (7) 他の法人会員または利用者、第三者若しくは当法人を誹謗中傷する行為。
- (8) 公序良俗に反する行為、またその恐れのある行為、若しくは公序良俗に反する情報を他の法人会

員または利用者若しくは第三者に提供する行為。

- (9) 犯罪行為、または犯罪行為に結びつく行為、若しくはその恐れのある行為。
- (10) 当法人の承諾無く、PVPのサービスを通じて、またはPVPのサービスに関連して、営利を目的とした行為、またはその準備を目的とした行為。
- (11) ログインID及びパスワードを不正に利用する行為。
- (12) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、PVPのサービスを通じて、またはPVPのサービスに関連して使用し、若しくは提供する行為。
- (13) 法令に違反する、または違反の恐れのある行為。
- (14) その他、当法人が不適切と判断する行為。

### 第23条（個人会員の会員資格の取消等）

1. 個人会員は、法人会員が退会またはその他の事由により会員資格を失った場合には、法人会員と同時に、会員資格を失うものとする。
2. 当法人は、次のいずれかの場合には、催告を行うことなく個人会員の会員資格を取り消すことができる。この場合、個人会員は当法人が個人会員の会員資格の取消を通知した日付で会員資格を失うものとする。
  - (1) 個人会員または個人会員にかかる利用者が本規約に定める事項またはその他の規約、特約等に違反したとき
  - (2) 個人会員または個人会員にかかる利用者が不適切なサービス利用その他の行為によりPVPのサービスの正常な運営を妨げ若しくは信用を傷つけ、またはその恐れがあると当法人が判断したとき
  - (3) 個人会員または個人会員にかかる利用者が不適切な目的でPVPのサービスを利用し、または利用しようとしたとき
  - (4) 個人会員または個人会員にかかる利用者に反社会的勢力との関わりが生じたとき
  - (5) 前各号に準ずる事由が生じ、個人会員の会員資格の継続を認めることが妥当ではないと当法人が判断したとき
3. 前各項に基づいて個人会員が会員資格を取り消された場合は、法人会員と当法人とが別途合意した場合を除き、当該個人会員及び当該個人会員にかかる利用者は、会員資格を取り消された日以降、PVPのサービス（会員資格取消日の前に申込みを行ったサービスを含む）を一切受けることができないものとする。
4. 当法人は、個人会員及び当該個人会員にかかる利用者に対し、個人会員が会員資格を失い、PVPのサービスを利用できないことをもって個人会員または利用者に対し生じた損害について一切の責任を負わない。

### 第24条（個人情報の取扱い）

1. 当法人は、個人会員及び利用者（これらの者の同行者を含む。以下、本条及び第26条において同じ。）の個人情報を当法人の定める「個人情報の取扱いについて」に定めるところに従い利用するものとし、個人会員はこれに同意するものとする。なお、個人会員は他の利用者に対し本倶楽部のサ

ービスを利用させるにあたり、本条、第 14 条、第 26 条の内容を承認させるものとする。

2. 当法人が P V P のサービスの提供のため、あるいは会員カード等の発行及び送付を行うために、サービスパートナー及び個人会員が所属する法人会員に個人会員の個人情報を開示することについて、法人会員及び個人会員は予め承諾する。
3. 当法人は、個人会員または利用者が本規約に違反している疑義がありかつ当法人が必要と認めるときには、当該個人会員または利用者の個人情報を所属する法人会員に開示することができ、個人会員は予めこれを承諾する。
4. 法人会員の退会、個人会員の退職等により個人会員が P V P の会員資格を失った場合、その個人情報については、当法人は、原則として、提供するサービスの内容に応じて法人会員との契約または協議により消去または廃棄する。但し、法令等諸規則に基づき当法人が継続して保有する必要がある情報についてはこの限りではない。

#### 第 25 条（サービスの説明書類等）

個人会員は、当法人の定めるサービスの提供に必要な範囲内で、サービスにかかわる資料及びその他の宣伝用資料を当法人またはサービスパートナーから送付（メールの送信を含む）されることに同意するものとする。

#### 第 26 条（免責事項）

1. 当法人は、サービスパートナーが法人会員または個人会員（第 8 条第 1 項第 2 号にかかる利用者を含む。以下本条において同じ。）に提供するサービスまたは情報について、法人会員または個人会員が期待する水準に達するものであることを保証するものではなく、法人会員または個人会員は P V P のサービス等を利用する場合には、自らの判断において、選定・利用するものとする。
2. 当法人は次の場合、何らの法的責任を負わないものとする。
  - (1) 不可抗力により、またはその他当法人の故意若しくは重大な過失によらずに、サービスの一部または全部の提供が中断または停止した場合
  - (2) 法人会員または個人会員が当法人に送信したメッセージまたは情報が消失等した場合
  - (3) 前 2 号に定める他、不可抗力により、またはその他当社の故意若しくは過失によらずサービスの利用に関して法人会員または個人会員が損害を被った場合
  - (4) P V P が提供する個々のサービスの利用において個人会員とサービスパートナーとの間で紛争が発生した場合
3. サービスパートナーが提供するサービスまたは情報の利用の結果、法人会員または利用者が損害または傷害を被った場合には、当該法人会員または利用者は、当該損害または傷害が当法人の故意または過失に基づく場合を除き、当法人に対して何らの請求も行えないものとする。
4. P V P のサービスは、可能な範囲内で提供するものであり、サービスパートナーの変更、サービスパートナーの事情その他の理由により、サービスの提供を中止・中断し、あるいは提供不能となる場合があることを、法人会員及び個人会員は了承するものとする。そのような場合は、サービス提供の中止・中断あるいは不能によりサービス対象者に損害が生じても、当法人は一切責任を負わないものとする。
5. P V P のサービス提供に関し、当法人が個人会員に対して負うべき責任は、当法人に故意・重過失がある場合を除き、法人会員が当法人に支払い済みの当該個人会員にかかる会費の 1 年分の額を上

限とするものとする。

6. PVPのサービス提供に関し、当法人が法人会員に対して負うべき責任は、個人会員に対して負うべき損害賠償の総額と合わせて法人会員が当法人に支払う会費の1年分の額を上限とするものとする。

#### 第27条（利用者の責任）

1. PVPのサービスの利用にあたり、利用者は自ら行った行為及び自己のID番号等によりなされた一切の行為並びにその結果について、自らの行為の有無、過失の有無を問わず、その責任を負担するものとする。
2. PVPのサービスを利用するにあたり、第三者に損害を与えた場合、利用者は自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとする。
3. 利用者が本規約に違反して当法人に損害を与えた場合、当法人は当該利用者に対して、被った全ての損害の賠償を請求することができるものとする。

#### 第28条（守秘義務）

当法人及び法人会員は、サービス提供業務の提供・利用を通じて知り得た相手方の営業上または技術上の機密情報について守秘義務を負うものとする。但し、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 相手方から事前の承諾がある場合
- (2) 弁護士、会計士、税理士その他アドバイザー等に開示する場合
- (3) 知り得た機密情報が次の一に該当する場合
  - ①開示を受けたときに既に公知であった情報
  - ②開示を受けたときに既に自己が保有していた情報
  - ③開示を受けた後に第三者から適法に取得した情報
  - ④開示を受けた後に、開示を受けた当社または法人会員の責によらずに公知となった情報
  - ⑤開示を受けた機密情報を使用せずに開示を受けた当社または法人会員が独自に開発した情報
  - ⑥裁判所または行政庁により適法に開示を求められた情報その他法令により開示が義務づけられる情報

#### 第29条（損害賠償）

1. 当法人、法人会員、個人会員及び利用者は、PVPのサービスの提供及び利用に関連し、本規約の違反及びその他自らの責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合、相手方に対する損害賠償責任を負うものとする。ただし、当法人の責任については、第26条で定める範囲内とする。
2. 前項の損害賠償の範囲は、故意または重大な過失が認められる場合を除き、相手方に現実に生じた通常の損害に限り、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害や逸失利益を含まないものとする。

#### 第30条（管轄裁判所）

本規約またはPVPのサービスに関して生じた法人会員、個人会員または利用者と当法人との間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### 【年払い特約】

法人会員が、PVPへの入会申込みにあたり、会費の年払いを選択した場合は、法人会員はPVP会員資格のサービス利用資格を取得した日又は会員資格を更新した日から1年間会員資格を有するものとし、本則の当該条文を、以下のとおりに読み替えるものとし、本則第7条（個人会員の会員資格及び異動）第3項、第19条（法人会員の会員資格の取消）第2項及び第20条（法人会員の会員資格の喪失）第2項は適用されないものとする。

### 第5条（会費）

1. 「年払い特約」を選択した法人会員は、別途定める利用申込書に基づき会費を一年分一括にて当法人に支払うことにより、入会申込月（ただし、毎月26日以降の申込の場合は翌月を入会申込月とみなす。以下同じ。）の翌々月（以下「サービス開始月」という。）から1年間会員資格を有するものとする（以下、サービス利用資格を取得した日から起算して1年間を「会員資格有効期間」といい、本項に従い会員資格有効期間が更新された場合は会員資格有効期間満了月の翌月1日から起算して1年間を指すものとする。）。「年払い特約」を選択した法人会員の会費は、当該法人会員が選択したコースに従い、当該法人会員が第7条第2項に従い登録を行った入会申込月の翌月15日時点の個人会員の数に応じて算出されるものとする。また、「年払い特約」が適用される法人会員については、会員資格有効期間満了月の前月の25日までに、退会申出をした場合又は会費の支払方法を月払いに変更することを当法人に申し出た場合を除き、会員資格有効期間満了月の翌月以降も引き続き「年払い特約」が適用されるものとする。この場合、法人会員は、当該法人会員が第7条第1項に従い届け出たところにより算出される会員資格有効期間満了月の15日時点の個人会員の数に従い算出される翌一年分の会費を、当法人に支払うことにより、会員資格有効期間満了月の翌月から起算して1年間会員資格が更新されるものとする。ただし、当該法人会員に会費または法人会員向けサービスの利用料金の未払があり、会員資格有効期間満了月において法人会員資格が失効している場合は会員資格を更新することはできないものとする。また、当法人は、会員資格有効期間満了月の前月25日までに法人会員に通知することにより、当該法人会員の会員資格有効期間満了時をもって当該法人会員の会員資格を失わせることができるものとする。
2. （本則の通り）
3. 第1項にかかわらず、法人会員が第7条第1項に従い届け出た毎月15日時点の個人会員に、前月15日時点で届出のなかった個人会員（以下「新規入会個人会員」という。）が含まれている場合には、当該法人会員は新規入会個人会員の数に、当該届出を行った月の翌月から会員有効期間満了月までの月数を乗じた金額を、追加支払するものとする。なお、法人会員が第7条第1項に従い個人会員の登録の削除を行った場合においては、当法人は、支払済みの会費の精算は行わないものとする。
4. 本条に基づき支払われた会費は、法人会員が会費支払対象期間途中で退会その他の理由により会員資格を喪失した場合を含め、理由の如何を問わず、返金されないものとする。

#### 第 17 条（法人会員の会員資格の失効）

1. （本則の通り）
2. 法人会員が、会費及び法人会員向けサービスの利用料金を支払い期日の一月後までに支払わなかった場合は、会員有効期間満了までの間、会員資格を失効する。
3. 前 2 の場合において、法人会員に損害が生じても、当法人は一切責任を負わず、法人会員は、会費の返還、減額等を請求できないものとする。

#### 第 18 条（法人会員の退会等）

1. 法人会員が、PVPからの退会を希望する場合、退会しようとする月の前月 25 日までに、所定の方法にて当法人に届け出るものとする。なお、「年払い特約」が適用される法人会員は退会申出にかかわらず、会員資格有効期間中は引き続き会員資格を有するものとする。
2. （本則の通り）
3. （本則の通り）

# ポスタルくらぶ Value Plus 見舞金規約

## 第1条 (目的)

本規約は、ポスタルくらぶ Value Plus (以下「PVP」という) が、PVPの個人会員 (以下「個人会員」という) に対して支給する見舞金について定めるものです。

## 第2条 (見舞金の種類)

本規約に定める見舞金の種類は、次の通りとします。

- (1) 葬儀見舞金 ※バリュープラスコースのみ
- (2) 災害入院見舞金
- (3) 災害・風水災見舞金
- (4) 地震災害見舞金
- (5) 就業不能見舞金

## 第3条 (見舞金の申請)

個人会員が本規約により見舞金の支給を受けようとするときは、所定の様式により、その事実を証明する第13条に定める書類を添付又は提示し、ポスタルくらぶ Value Plus サービスセンターに提出することを要します。

## 第4条 (見舞金の支払い対象者)

本規約に基づく見舞金の支給対象者は、ポスタルくらぶ Value Plus 利用規約により PVPへの加入を認められた法人会員に所属する個人会員とします。

## 第5条 (葬儀見舞金) ※バリュープラスコースのみ

個人会員の一親等以内の親族が死亡した場合、当該個人会員が、一般社団法人ポスタルくらぶを通じて、同法人が提携する葬儀手配会社において葬儀の手配をし、葬儀費用を支払ったときには、見舞金一覧表に定める見舞金10万円を支給します。

## 第6条 (災害入院見舞金)

個人会員が被災者生活再建支援法 (以下「支援法」という) 第2条1号で定義されている自然災害のうち暴風、豪雨、洪水、高潮及び地震 (ただし、震度6以上に限ります。) に被災したにもかかわらず、支援法第2条2号で定義されている被災世帯と認定されず、支援法第3条で定める支援金の支給対象外となった場合で、該当自然災害による怪我により個人会員本人が入院したときには、見舞金一覧表に定める見舞金10万円を支給します。

## 第7条 (災害・風水災見舞金)

個人会員本人の居住する住宅及び当該住宅に収容される家財が、火災、破裂又は爆発、落雷、風水災に起因する外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊等の事故 (第8条に該当するものを除く。) により、経済的損失を被った場合には、次の災害区分により災害見舞金10万円を支給しま

す。

災 害 の 区 分	給 付 額
全損のみ	10 万円

#### 第 8 条 （地震災害見舞金）

個人会員本人の居住する住宅及び当該住宅に収容される家財が地震又は噴火もしくはこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没等により経済的損失を被った場合には、次の区分により地震災害見舞金 10 万円を支給します。

災 害 の 区 分	給 付 額
全損のみ	10 万円

#### 第 9 条 （就業不能見舞金）

個人会員本人が 14 日以上入院及び在宅医療（自宅で治療に専念）で働けない状態が継続する場合には、見舞金一覧表に定める見舞金 3 万円を支給します。

#### 第 10 条 （支払い対象期間と請求期限）

個人会員が本規約に定める見舞金の支給を受けることができる期間は、会員資格が付与されてから 1 年間とし、以降も利用開始月から 1 年間とします。ただし、請求の期限は事故発生から起算して 3 年以内とします。

#### 第 11 条 （支払い回数と見舞金支払いの限度）

見舞金の支払いについては、見舞金の種類毎に、かつ同一個人会員あたり、支払い対象期間中に 1 回とします。

同一事象に起因して複数の見舞金の給付事由に該当した場合の見舞金の支払は、同一個人会員あたり、10 万円を限度とします。

#### 第 12 条 （見舞金を支払わない場合の特定）

本規約の定めにかかわらず、個人会員の故意又は重過失による事故の場合には、見舞金をお支払いしません。

#### 第 13 条 （提出書類）

個人会員が本規約により見舞金を請求する場合は、見舞金規約ごとに所定の書類をご提出いただく必要があります。

葬儀見舞金：葬儀手配会社からの葬儀基本費用の請求書又は領収書の写し、見舞金申請書

災害入院見舞金：罹災証明書、医療費の請求書又は領収書の写し、見舞金申請書

災害・風水災見舞金：罹災証明書、見舞金申請書、住民票

地震災害見舞金：罹災証明書、見舞金申請書、住民票

就業不能見舞金：入院したことがわかる書類、病院の就業不能証明書、見舞金申請書

(見舞金一覧表)

見舞金名	見舞金支払事由	給付金額	
		バリューコース	バリュープラスコース
葬儀見舞金	一親等までの葬儀費用	なし	10万円
災害入院見舞金	天災による怪我で入院	10万円	10万円
災害・風水災見舞金	風水災等によって被害	全損のみ 10万円	全損のみ 10万円
地震災害見舞金	地震・噴火によって被害	全損のみ 10万円	全損のみ 10万円
就業不能見舞金	14日以上の入院か在宅医療	3万円	3万円

令和2年10月1日 施行

# ポスタルくらぶ Value Plus 団体傷害保険規約

## 第1条（補償の対象者）

当法人は、ポスタルくらぶ Value Plus の個人会員（以下「個人会員」といいます。）を被保険者として、引受保険会社との間で団体傷害保険契約を締結するものとし、個人会員に本規約で定める保険事故が発生した場合には、以下の条件及び引受保険会社が定めるところにより、引受保険会社から保険金が支払われるものとしします。

## 第2条（保険金の種類）

保険金の種類は、傷害死亡保険金および傷害後遺障害保険金とします。

## 第3条（保険期間）

この補償の保険期間は会員資格が付与されてから1年間とし、以降も利用開始月から1年間とします。

## 第4条（補償内容）

保険金の支払金額は次の金額とし、別表に定めるところにより支払われるものとしします。

### (1) バリュースコース

傷害死亡・後遺障害保険金 10万円

### (2) バリュープラスコース

傷害死亡・後遺障害保険金 50万円

## 第5条（保険金を支払う場合）

### (1) 傷害死亡保険金

保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合

### (2) 傷害後遺障害保険金

保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合

※後遺障害等級第1～7級に掲げる保険金支払割合（100%～42%）を適用すべき後遺障害が生じた場合のみ

※詳細は別表に記載

## 第6条（保険金を支払わない主な場合）

会員の故意または重過失による事故の場合には、保険金をお支払いしません。

※その他保険金を支払わない主な場合は別表に記載

別表

	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
<p>傷害 死亡 保険金</p>	<p>保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">傷害死亡・後遺障害保険金額の全額</p> <p>(注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 保険期間中にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。</p>
<p>傷害 後遺障害 保険金</p>	<p>保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合</p> <p>後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合(100%～42%)を適用すべき後遺障害が生じた場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第1～7級に掲げる保険金支払割合以上の場合のみ保険金をお支払いします。</p>	<p>傷害死亡・後遺障害保険金額×約款所定の保険金支払割合(4%～100%)</p> <p>(注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 保険期間中にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡 ・ 後遺障害 保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ</li> <li>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ</li> <li>●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用しての運転中のケガ</li> <li>●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ</li> <li>●妊娠、出産、早産または流産によるケガ</li> <li>●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ</li> <li>●戦争、その他の変乱、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ</li> <li>●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの</li> <li>●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。)</li> <li>●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)によって発生した肺炎</li> <li>●「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ</li> <li>●「補償対象外となる職業」に従事中のケガ</li> <li>●乗用具を用いて競技等をしている間のケガ</li> </ul> など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

この保険契約に関する個人情報について、個人会員は引受保険会社(三井住友海上火災保険株式会社)が次の取扱いを行うことに同意したものとみなします。

**【個人情報の取扱いについて】**

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社(三井住友海上火災保険株式会社)がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社(三井住友海上火災保険株式会社)およびMS&AD インシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

## WELBOX 会員利用規約

最終更新日：2023 年 10 月 1 日

WELBOX 会員利用規約（以下「本規約」といいます）には、事業主が提供する本サービスの提供条件ならびに事業主と会員との間における権利義務関係が定められています。

本サービスのご利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただいたものと見做します。

### 第 1 条（適用）

1. 本規約は、事業主が提供する本サービスの利用に関する事業主と会員との間の権利義務関係を定めることを目的としています。
2. 会員は、本サービスの利用に際して、本規約を遵守する義務を負うものとします。会員は、自己の責任において、本サービスを利用するものとし、本サービスを利用してなされた行為および結果について一切の責任を負うものとします。
3. 本規約の内容と、本規約外における本サービスの説明等とが異なる場合は、本規約の内容が優先して適用されるものとします。

### 第 2 条（定義）

本規約において使用する用語は、それぞれ次の各号に定める意味を有するものとします。

- (1) 「本サービス」とは、事業主が提供する「ポスタルくらぶ Value Plus WELBOX」（以下「WELBOX」といいます）という名称のパッケージ型優待サービス（理由の如何を問わずサービスの名称または内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます）を意味します。
- (2) 「事業主」とは、株式会社イーウェルを意味します。
- (3) 「契約法人」とは、一般社団法人ポスタルくらぶ（名称変更または事業譲渡、合併等による承継があった場合は、名称変更後または承継後の法人）および運営委託先である株式会社クリエイティブソリューションズを意味します。
- (4) 「原契約」とは、事業主と契約法人との間で締結する会員に本サービスを提供することを内容とする契約を意味します。
- (5) 「被付帯サービス」とは、次に定めるサービス（理由の如何を問わずサービスの名称または内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます）を意味します。  
【被付帯サービス】「ポスタルくらぶ Value Plus」サービス
- (6) 「会員」とは、原契約において本サービスの利用資格がある者として指定された次に定める者（以下「対象者」といいます）を意味します。  
【対象者】「ポスタルくらぶ Value Plus」の個人会員資格を有する者
- (7) 「会員資格」とは、会員が有する、本サービスを利用することのできる資格を意味します。
- (8) 「メニュー」とは、本サービスにより情報提供される、宿泊施設や生活支援等の各種メニューのことを意味します。
- (9) 「提携先」とは、各メニューの提供元である提携先企業を意味します。
- (10) 「本人登録情報」とは、会員が事業主に直接提供する本サービスの利用に関する一定の情報を意味します。
- (11) 「申込者」とは、会員のうち、メニューの申込みを行う者を意味します。
- (12) 「利用者」とは、会員のうち、メニューの利用を行う者を意味します。
- (13) 「家族利用者」とは、会員の配偶者、会員および会員の配偶者の 2 親等以内の親族で、メニューによって会員に準じた優待を受けることが認められた者を意味します。
- (14) 「同行者」とは、会員または家族利用者がその他の第三者とともにメニューを利用する場合における、当該第三者を意味します。
- (15) 「会員専用ウェブサイト」とは、本サービスの提供が行われるウェブサイトを意味します。
- (16) 「メニュー利用契約」とは、会員または家族利用者と事業主との間または会員または家族利用者と提携先との間で締結されるメニューの利用を内容とする契約を意味します。
- (17) 「利用料金」とは、メニュー利用の対価を意味します。
- (18) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます）を意味します。
- (19) 「ログイン情報」とは、本サービスのログインに必要な一切の情報（会員専用ウェブサイトが被付帯サービスのウェブサイトとシングルサインオンによって連動している場合には、当該ウェブサイトの ID・パスワードその他のログイン情報を含みます）を意味します。
- (20) 「投稿データ」とは、会員が本サービスを利用して投稿その他送信するコンテンツ（文章、画像、動画その他のデータを含み、これらに限られません）を意味します。
- (21) 「WEL コイン」とは、本サービスにおいて取得・利用可能なポイントおよびポイントプログラムを意味します。
- (22) 「WEL コイン付与対象サービス」とは、本サービスにおけるメニューその他のサービスのうち、事業主が指定するサービスを意味します。

### 第 3 条（本サービスの目的・内容）

1. 本サービスは、会員に対し、旅行、健康増進、介護、育児、自己開発、エンターテインメント等のメニューを会員価格や優待特典を付した上で提供することを基本的な内容とするパッケージ型優待サービスです。

2. 本サービスの内容は本規約に定めるとおりですが、原契約によっては、本規約に定めるサービスのうちの一部については、提供されない場合があります。この点を含め、本規約には、実際に会員が利用可能なサービスとは関連のない規定が含まれる場合があります。

#### 第4条（会員登録）

対象者は、ポスタルくらぶ Value Plus の個人会員として登録されることで、本サービスの利用を開始することができます。

#### 第5条（ログイン情報の管理責任）

1. 会員は、本サービスのアカウントを適切に管理するために、自己のログイン情報を、自己の責任において適切に管理および保管するものとし、これを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
2. 会員専用ウェブサイトにおいて、自己のログイン情報によって所定の方法によるログインがなされた状態で、本サービスが利用されたことが確認された場合には、事業主は、当該会員による本サービスの利用があったものとみなすことができるものとします。

#### 第6条（登録事項の変更の通知）

会員は、本サービスにおいて登録した事項（氏名、メールアドレス、電話番号、居住地、職業等を含み、これらに限られません）に変更があった場合は、事業主の定める方法により、当該変更事項を遅滞なく事業主に通知するものとします。

#### 第7条（会員証）

1. 事業主は、原契約の定めに従い、会員に対し電磁的記録による会員証を発行します。  
会員は、会員証の管理および使用について、一切の責任を負うものとします。
2. 会員証の所有権その他の権利は、事業主に帰属し、会員には何らの権利も帰属しないものとします。会員は、本サービスを利用する目的に限り、会員証を利用することができるものとします。
3. 会員証は、発行を受けた会員のみが使用できるものとし、第三者にこれを使用させてはならないものとします。また、会員証の貸与、譲渡、売買、質入等担保に供する行為およびこれらに類する行為を行ってはならないものとします。

#### 第8条（メニューに関する情報の提示）

1. 事業主は、会員に対し、本サービスにおいて、提携先が提供するメニューに関する情報を提示します。
2. 各メニューの利用方法・利用条件は、次の各号に定める媒体のいずれかまたは複数によって提供する方法により、会員に提示されます。
  - (1) 会員専用ウェブサイト
  - (2) メールマガジン
  - (3) 前各号に準ずる情報提供媒体

#### 第9条（メニューの利用方法・利用条件）

1. メニューの利用申込みは、家族利用者による利用の場合を含め、会員自らが行うものとします。
2. 申込みの方法、抽選の応募方法その他のメニューの利用方法・利用条件は、メニューごとに事業主が定め、第8条に定める情報提供方法により会員に提示されます。会員は、提示された利用方法・利用条件を遵守して、メニューを利用するものとします。
3. 会員、家族利用者または同行者が未成年である場合には、メニューによっては、法令による制限その他の事情により利用できないことがあります。
4. メニューを利用するにあたっては、会員が、メニュー利用時点において会員資格を有していることが利用条件となります。  
例えば、宿泊を内容とするメニュー申込時において会員であった者が、宿泊日以前に会員資格を喪失した場合、宿泊をすることはできません。また、所定のキャンセル料が発生することがあります。

#### 第10条（メニューの利用申込み・メニュー利用契約の成立）

1. 会員が、メニューを利用するにあたっては、利用方法・利用条件に従って、必要な場合にはメニューの利用申込みを行う必要があります。事業主が、かかる申込みを受け付け、申込完了通知を申込者に対し発送した時点、または入金を確認した旨の通知を発送した時点において、原則として、メニュー利用契約が成立します。
2. 本サービスにおいて締結されるメニュー利用契約は、メニューごとに定める次の各号のいずれかの形式で締結されるものとします。該当する形式は、第8条に定める情報提供方法により会員に提示されます。
  - (1) 提携先と申込者との間で契約が締結される形式
  - (2) 事業主と申込者との間で契約が締結される形式
3. 会員が、家族利用者のためにメニューの利用申込みを行った場合で、会員自らは当該メニューを利用しないときは、会員が、家族利用者の代理人としてメニュー利用申込みを行ったものとして、提携先または事業主と、家族利用者との間にメニュー利用契約が成立するものとみなします。
4. メニュー利用契約の形式が、第2項第1号の形式と定められている場合には、当該契約に関するトラブル等は、提携先と申込者の間で解決するものとし、事業主は一切関知しません。ただし、第8条に定める情報提供方法で提示した内容（事業主が作成した内容に限ります）に、事業主の責めに帰すべき事由による重大な誤りがあった場合は、この限りではありません。

5. 申込者は、第1項に定める申込完了通知を受けた場合、速やかにこれを確認し、内容に誤りがある場合には、速やかに事業主に申し出るものとします。また、家族利用者または同行者の利用が予定されている場合には、その者に対し、申込内容を速やかに共有するものとします。

#### 第11条（抽選が必要なメニューの取扱い）

1. メニューによっては、会員がメニューの利用申込みを行うに先立ち、抽選が行われる場合があります。  
メニューの抽選への応募方法、抽選方法および抽選結果の会員への通知方法についてはメニューごとに事業主が定め、第8条に定める情報提供方法により会員に提示されます。会員は、当選の通知を受けた場合には、当該通知に記載された申込期間内に限り、前条に従って、メニューの利用申込みをすることができます。
2. 会員は、抽選に落選した場合には、当該メニューの利用申込みをすることができないこと、および抽選に当選した場合であっても、前項に定める申込期間内に申込みを行わなかった場合には、当選が失効し、当該メニューの利用申込みができなくなることに、予め同意するものとします。

#### 第12条（利用料金等）

1. 利用料金の金額および支払方法等は、第9条第2項に定める利用条件として、第8条に定める情報提供方法により会員に提供されます。ただし、情報提供方法により提供された利用料金の金額の情報に万が一誤りがあった場合には、事業主は、次の方法により価格調整するものとします。
  - (1) 正しい利用料金の金額が情報提供方法により提供された金額よりも低い場合は、正しい利用料金の金額を請求します。
  - (2) 正しい利用料金の金額が情報提供方法により提供された金額よりも高い場合は、会員に対し、正しい利用料金の金額を通知します。このとき、会員は、正しい利用料金にて契約を続行するか、キャンセルするかを選択するものとします。
2. 会員は、利用料金の支払を遅滞した場合、提携先と申込者との間で契約が成立する形式のメニューにおいては、提携先が定める割合による遅延損害金を、事業主と申込者との間で契約が成立する形式のメニューにおいては、年14.6%の割合による遅延損害金を、それぞれメニューに定める支払先に対して支払うものとします。

#### 第13条（申込みの取消し）

会員が、申込済のメニューについて、申込みを取り消す方法および取消しに伴って発生するキャンセル料等の諸条件は、第9条第2項に定める利用条件として、第8条に定める情報提供方法により会員に提供されます。

#### 第14条（WELコイン）

1. WELコインの取得、利用の方法・内容を含む各種条件等（利用可能な特典、商品、サービス等を含み、これらに限られません）については、本規約に定めるほか、会員専用ウェブサイトにおいて提供されます。
2. 前項に定める各種条件等は、事業主独自の裁量により、変更（WELコイン自体の廃止、付与の停止、利用の停止、対象となる取引の変更、有効期限の変更、付与率または利用率の変更を含み、これらに限られません）される場合があり、会員はこのことを理解し、予め同意するものとします。事業主は、各種条件等を変更する場合には、変更日を定めたうえ、予め、当該各種条件等を変更する旨、当該変更内容および変更日を事業主のウェブサイトに掲載する等の方法により、会員に周知するものとします。

#### 第15条（WELコインの付与・取得）

1. 事業主は、会員が、WELコイン付与対象サービスを事業主が指定する方法によって利用したとき、その他事業主が相当と認めた場合（以下「WELコイン付与取引」といいます）に、WELコインを付与し、会員はこれを取得することができます。
2. WELコイン付与取引にかかる付与の割合、付与するコイン数その他のWELコイン付与に関する諸条件は、すべて事業主が決定するものとし、会員はこれに従わなければなりません。
3. 事業主は、会員がWELコイン付与取引を利用した後、事業主が定める一定の期間を経た後に、WELコインを付与します。ただし、当該期間内に、事業主が対象取引についてキャンセル、返品等の事実を確認した場合には、WELコインを付与しないものとします。
4. 会員は、事業主から付与されたコイン数に疑義がある場合には、速やかに事業主に問い合わせるものとします。

#### 第16条（WELコインの利用）

1. 会員は、保有するWELコインを、事業主が定める条件において、事業主が指定するサービスにおける決済代金（キャンセル料、一部の商品における送料、その他手数料を含まないものとし、以下同様とします）の全部または一部の支払に利用することができます（以下、利用の対象となる取引を「WELコイン利用取引」といいます）。
2. WELコイン利用取引について、キャンセル、返品、決済代金の減額その他事業主がWELコインを返還することが適当と認める事由があった場合には、事業主は、会員に対し、利用または利用予定とされたWELコインを返還します。
3. WELコイン利用取引後、決済代金が増額された場合、会員は、増額分を他の支払方法にて支払うものとします。
4. 前3項に定める他、事業主は、会員が保有するWELコインを商品、サービス等に交換できる特別プランを設定することがあります。事業主が新たな特別プランを設定した場合には、会員に対し、プランの詳細や利用条件等を、原則として会員専用ウェブサイトにおいて告知するものとします。
5. 会員が、保有するWELコインをWELコイン利用取引に利用し、その後、次条によって当該WELコインが取り消された場合には、WEL

コイン利用取引が取り消され、または保留される場合があります。このとき、会員は、抹消された WEL コインによって決済される予定であった金額または決済された金額について、現金その他の決済手段によって、直ちに支払わなければなりません。

6. 会員が、第 4 項に定める特別プランの申込みを行った場合で、その後、次条第 4 項によって当該 WEL コインが取り消された場合には、特別プランの申込みは無効となる場合があります。

#### 第 17 条 (WEL コインの消滅等)

1. 前条に定める利用を行った場合には、当該利用に要した WEL コインは、消滅するものとします。
2. WEL コインには、事業主が定める有効期限があり、有効期限の経過により、当該 WEL コインは自動的に消滅します。会員は、会員専用ウェブサイト上で、保有する WEL コインの有効期限を確認することができます。  
なお、本サービスの一時的な中止・停止等があっても、WEL コインの有効期限は変更されないものとします。
3. 会員は、会員と事業主の間で WEL コインに関連する事項（取得、利用の事実の有無を含み、これらに限られません）について疑義が生じた場合、事業主または提携先の保有する会員の本サービス利用データに基づいて確認された情報を正しいものとみなすことに、予め同意するものとします。
4. 以下のいずれかの事項に該当する場合、会員の保有する WEL コインの一部または全部が取り消されることがあります。
  - (1) 会員が、退会、抹消その他の理由により、会員資格を喪失した場合
  - (2) 会員が不正な手段によって WEL コインを取得した場合
  - (3) 会員が本規約または本サービスに関して事業主が別途定めた規定に違反した場合
  - (4) その他、会員に付与された WEL コインを取り消すことが適切であると事業主が判断する場合

#### 第 18 条 (会員資格)

1. 会員は、本規約に従って、会員資格を有します。
2. 会員は、次の各号のいずれかの事由にあたる場合には、本サービスの会員資格を失います。
  - (1) 会員が、本サービスにおいて定める手続によって、本サービスを退会した場合
  - (2) 原契約が解約、停止もしくは終了した場合
  - (3) 会員が原契約において指定される本サービスの利用資格を喪失した場合
  - (4) 契約法人から、対象者から除外することを要請された場合
3. 事業主は、原契約の定めに従って、会員の有する本サービスの会員資格を一時的に停止させまたは喪失させることができるものとします。その他、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業主の判断により、是正勧告もしくは警告を行い、または事前の通知もしくは催告なしに本サービスの会員資格を停止させもしくはこれを喪失させることができるものとします。
  - (1) 会員が本規約に定める事項のいずれかに違反した場合
  - (2) 会員が、支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続、民事再生手続もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
  - (3) 利用料金、キャンセル料等の未納がある場合その他の会員が負う債務の不履行がある場合
  - (4) 本人登録情報その他の会員が事業主に提供する情報の全部または一部が虚偽であると判明した場合
  - (5) 事業主からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して 30 日間以上応答がない場合
  - (6) 会員が、未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、本サービスの利用に関し必要な法定代理人、成年後見人、保佐人または補助人の同意ないし承諾を得ていなかった場合
  - (7) 会員が、反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同様とします）である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っているとして事業主が判断した場合
  - (8) その他、事業主が、会員に本サービスを利用させることが適当でないと合理的に判断した場合
4. 事業主は、会員資格の停止・喪失等に関し、会員に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
5. 会員は、会員資格を喪失した時点において、事業主に対し債務を負っている場合には、当該債務の一切について当然に期限の利益を失い、事業主に対して、直ちにすべての債務の支払を行うものとします。
6. 会員が、会員資格を喪失した場合、会員が保有する WEL コインは、その有効期限にかかわらず、会員資格の喪失時点で、すべて消滅するものとします。また、会員資格が停止した場合であっても、WEL コインの有効期限は延長されないものとします。

#### 第 19 条 (知的財産権)

本サービスにかかるウェブサイトもしくはアプリまたはその複製物（プログラム・画像・ドキュメント等を含みます）に関する一切の知的財産権は、事業主または事業主に対しその使用を許諾した者に帰属しており、会員には何らの権利も帰属しません。会員は、各国の著作権法、不正競争防止法その他の法令に従って本サービスを利用し、当該知的財産権に関し、複製、頒布、譲渡、貸与、翻訳、使用許諾、転載、商品化、再利用その他の侵害行為をしてはならないものとします。

#### 第 20 条 (秘密保持)

会員は、本サービスに関連して事業主が会員に対して秘密に取り扱うことを求めて開示した非公知の情報について、事業主の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとします。

第 21 条（会員の責任、禁止事項）

1. 会員は次の各号に定める義務を負うものとします。

- (1) 本規約を遵守すること
- (2) 家族利用者および同行者に対し本規約で会員に対し適用される義務を同様に遵守させること
- (3) 本規約に定めのない事項は、事業主が決定する場合があることに予め同意すること
- (4) 会員が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかである場合は、必要な法定代理人、成年後見人、保佐人または補助人の同意ないし承諾を得たうえで、本サービスを利用すること。個別のメニューの利用に関しても、同様に、必要な法定代理人、成年後見人、保佐人または補助人の同意ないし承諾を得ること
- (5) その他本サービスの秩序を乱す行為をしないこと

2. 会員は、本サービスの利用にあたり、次の各号のいずれかに該当し、または該当するおそれがあると事業主が認める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本規約のほか、本サービスにおいて示された注意事項や、提携先が定めた規定等に反する行為
- (2) 本サービスを第三者に利用させる行為（本規約で認めるものを除きます）
- (3) 営利目的の有無を問わず、本サービスを用いて取得した有形無形の物品・サービス等を第三者に譲渡もしくは転売または貸与する行為（第三者に譲渡もしくは転売または貸与する目的で、有形無形の物品・サービス等を取得する行為を含む）
- (4) 通常個人が必要とする量ないし頻度を超えて、物品を大量に購入し、またはサービスを利用する行為
- (5) 本サービスにおける会員情報に関する情報やその他の情報について、虚偽の事項を登録し、または申告する行為
- (6) 他人に迷惑を及ぼす行為、公序良俗に反する行為、犯罪行為その他の法令に違反する、または違反するおそれのある行為（詐欺行為、脅迫行為等を含み、これらに限られません）
- (7) 事業主、契約法人、本サービスの他の利用者等（会員のほか、事業主の提携先を含みます。以下同様とします）またはその他第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー権、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
- (8) 本サービスのネットワークまたはシステム等に過度な負荷をかける行為またはプログラム等を用いて本サービスの操作を自動化する行為
- (9) 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (10) 事業主のネットワークまたはシステム等に不正にアクセスし、または不正なアクセスを試みる行為
- (11) 第三者に成りすます行為、違法もしくは不正に作成、取得もしくは利用されたアカウントを利用する行為または他人のログイン情報を利用する行為
- (12) 本サービス上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為（事業主が予め許諾したものを除きます）
- (13) 本サービスの他の利用者等の情報の収集
- (14) 反社会的勢力等への利益供与
- (15) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動またはこれに類する行為
- (16) 本サービスを通じ、次のいずれかに該当し、または該当すると事業主が判断する情報を事業主または本サービスの他の利用者等に送信する行為
  - ① 過度に暴力的または残虐な表現を含む情報
  - ② コンピューター・ウイルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報
  - ③ 事業主、契約法人、本サービスの他の利用者等またはその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー権、名誉、その他の権利または利益を侵害し得る表現を含む情報
  - ④ 過度にわいせつな表現を含む情報
  - ⑤ 差別を助長する表現を含む情報
  - ⑥ 自殺、自傷行為を助長する表現を含む情報
  - ⑦ 薬物の不適切な利用を助長する表現を含む情報
  - ⑧ 反社会的な表現を含む情報
  - ⑨ チェーンメール等の第三者への情報の拡散を求める情報
  - ⑩ 他人に不快感を与える表現を含む情報
  - ⑪ その他、事業主が不適切と判断する情報
- (17) 前各号に準ずる行為（前各号の行為を直接または間接に惹起し、または容易にする行為を含みます）
- (18) 本規約または本サービスにおいて特に定める行為
- (19) その他、契約法人または事業主が不適切と判断する行為

3. 会員は、WEL コインの利用に関し、次の各号のいずれかに該当し、または該当すると事業主が認める行為を行ってはならないものとします。

- (1) WEL コインを換金する行為、その他事業主が定める利用方法以外で WEL コインを利用する行為
- (2) WEL コインを第三者に利用させる行為（本規約で認めるものを除きます）および第三者の保有する WEL コインを盗用、利用する行為
- (3) 保有する WEL コインを、会員間で、または会員でない者との間で、共有、合算（同一会員が複数 ID を保有する場合の合算を含みます）、贈与、賃貸、質入れ、譲渡等する行為

(4) その他、不正、違法な行為

4. 会員が本規約に定める禁止事項に該当し、または該当すると事業主が認める行為を行ったと事業主が判断した場合、事業主は、契約法人へ被害の報告を行い、また、損害を回避・回復する手段として、メニュー利用契約の解除、差し止めを行うことができます。また、事業主は、その他の法的措置を含めた然るべき措置を講じることがあります。

#### 第 22 条（サービスの内容の変更、終了等）

1. 事業主は、システムの定期メンテナンス、大規模改修その他の事情により、いつでも本サービスの全部または一部を停止・中断もしくは終了し、またはその内容を変更することができます。
2. 事業主は、本サービスを終了する場合は、その時点で本サービスの会員資格を有している会員に対し、予めサービスの終了を通知するものとします。このとき、事業主は、事業主の自由な選択により、契約法人を通じて、通知することができるものとします。
3. 本サービスが終了する場合、会員が保有するポイント等は、その有効期限にかかわらず、本サービスの終了時点で、すべて消滅するものとします。また、本サービスが停止・中断した場合であっても、ポイント等の有効期限は変更されないものとします。

#### 第 23 条（保証の否認および免責）

1. 事業主は、本サービスが会員の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、会員による本サービスの利用が会員に適用のある法令または業界団体の内部規則等に適合すること、および不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
2. 事業主は、事業主による本サービスの提供の変更、終了、停止・中断もしくは会員としての登録の抹消、または機器の故障、損傷による本サービスの利用不能、もしくは登録データ、投稿データの消失、その他本サービスに関して会員が被った損害（本サービスを利用できないことによって生じた損害を含みます）につき、事業主に故意又は過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
3. 事業主は、会員による本サービスの利用が、次の各号に定めるものである場合には、会員に対して本サービスを利用させる義務を負わず、会員が本サービスを利用できないことにより生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
  - (1) 第 21 条第 2 項各号および同条第 3 項各号に定める禁止事項のいずれかに該当する利用であるとき
  - (2) 通信回線、通信機器およびコンピューターシステム機器の障害による情報伝達の遅延、不能、誤作動等があるとき
  - (3) 会員専用ウェブサイトが被付帯サービスのウェブサイトとシングルサインオンによって連動している場合において、被付帯サービスのウェブサイトの障害その他の被付帯サービスに関する問題に起因して、会員専用ウェブサイトにログインすることができないとき
4. 事業主は、会員と、他の会員または第三者との間において、本サービスに関連して生じた取引、連絡、トラブル、紛争等について、一切の責任を負わないものとします。
5. 事業主は、会員が会員登録に際して提供した情報（その後、情報が変更された場合は、変更後のものを含みます）が不正確である場合や、必要な変更手続を怠った場合には、これらによって会員が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。
6. ログイン情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は会員が負うものとし、事業主は一切の責任を負わないものとします。
7. 事業主の故意または過失により、メニュー利用契約が成立したにもかかわらず、申込内容に基づくメニューの利用ができなかった場合（次項に定める場合を除きます）は、事業主は会員または会員利用者に対し、これらの者に生じた損害を、直接かつ現実に生じた損害（付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害、および逸失利益その他の消極損害は含まれません）に限り、これを補償します。
8. 提携先の責に帰すべき事由により、申込内容に基づくメニューの利用を行うことができなかった場合の損害賠償等の取り決めは、各提携先の規定等によるものとし、事業主はその責を負わないものとします。その他、会員、会員利用者または同行者と提携先の間でトラブルが生じたとしても、当該トラブルは、当該当事者間で直接解決するものとし、事業主は一切の責任を負わないものとします。
9. 事業主は、抽選が行われるメニューや会員からの申込みを受け付けてから手配するメニューについて、いかなる場合も、当該申込みに対する結果を保証しないものとします。
10. 事業主は、消滅した WEL コイン（有効期限を経過したことにより消滅した場合や、事業主によって取り消された場合を含みます）については、何らの補償も行わず、一切の責任を負わないものとします。
11. 会員が保有する WEL コインについて第三者による不正利用、盗用があった場合でも、事業主は会員に生じた損害について一切責任を負わず、利用された WEL コインを返還する責任も負わないものとします。
12. 事業主は、第 14 条第 2 項に基づく WEL コインにかかる各種条件等の変更によって会員に不利益または損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。
13. 前各項に定める場合のほか、会員が本サービスを利用し、または利用できないことに関連して生じた一切の損害に関しては、事業主は、事業主に故意または過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

#### 第 24 条（本規約の変更）

本規約は、事業主の判断により、変更されることがあります。

事業主は、本規約を変更する場合には、効力発生時期を定めたうえで、予め、本規約を変更する旨を、当該変更内容および効力発生時期を事業主のウェブサイトに掲載する等の方法により、会員に周知するものとします。変更後の規約の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合には、効力発生時期をもって、変更後の規約について事業主と会員の間で合意があったものとみなします。

- (1) 会員の一般の利益に適合する場合

- (2) 会員が契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、本条のとおり本規約の変更をすることがある旨を定めていることその他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合

#### 第 25 条（連絡・通知）

1. 本サービスに関する問い合わせその他の会員から事業主に対する連絡または通知、およびその他事業主から会員に対する連絡または通知は、事業主の定める方法で行うものとします。
2. 事業主が、会員が予め事業主に登録し、または届け出た居住地、メールアドレスその他の連絡先に対して連絡または通知を行ったときは、会員が実際に当該連絡または通知を受領したか否かにかかわらず、当該連絡または通知は、通常到達すべき時に到達したものとみなされます。

#### 第 26 条（本サービスの利用上の地位の譲渡等）

1. 会員は、本サービスの利用上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定その他の処分をすることができないものとします。
2. 事業主が、本サービスの提供に関し、その事業を譲渡した場合には、当該譲渡に伴い、本サービスの利用上の地位、本規約に基づく権利および義務ならびに会員の本人登録情報その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、会員は、かかる譲渡につき予め同意したものとします。なお、本項に定める譲渡には、法形式を問わず、事業譲渡、会社分割その他の形式が含まれるものとします。

#### 第 27 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、民法、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### 第 28 条（準拠法および管轄裁判所）

1. 本規約の準拠法は日本法とします。また、本サービスにおいて物品の売買が発生する場合であっても、国際物品売買契約に関する国際連合条約（ウィーン売買条約）の適用は排除されるものとします。
2. 本規約に起因し、または本サービスに関連する一切の紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上